

「生きる」を創る。



NEW

介護状態に合わせて保障する



人生100年時代。

介護は誰もが直面する
可能性のある、
社会的な課題となっています。

そんな介護の費用はいくらかかるか、ご存じですか？

No.1 アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和3年版 インシュアランス生命保険統計号

この保険は、以下の保障を希望されるお客様におすすめの商品です。商品内容がお客様のご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。
ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は募集代理店までご連絡ください。

このパンフレットで
ご案内する保障分野

介護や障がいの保障

このパンフレットではご案内していません

病気やケガの保障
(がんや重大疾病の
保障も含む)

がんや重大疾病
(特定の疾病)の
保障

死亡時の保障

貯蓄
(教育資金や
老後生活資金準備など)

対応する
商品・特約

アフラックのしっかり頼れる介護保険

この「パンフレット」は記載の保険の概要を説明しています。ご契約の際には「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

目次

介護が必要になる割合はどのくらい? 詳細は **2** ページ

要介護認定されている人の年齢は? 詳細は **3** ページ

何が原因で介護が必要になるの? 詳細は **4** ページ

介護にかかる期間はどのくらい? 詳細は **5** ページ

誰に介護をしてもらおうのでしょうか? 詳細は **6** ページ

介護にかかる費用(平均額) 詳細は **7** ページ

老後の収入と支出 詳細は **11** ページ

介護サービス利用時の自己負担額と介護期間 詳細は **13** ページ

保障内容 詳細は **16** ページ

「アフラックのしっかり頼れる介護保険」のしくみ 詳細は **17** ページ

公的介護保険制度にもとづく要介護認定の目安 詳細は **18** ページ

給付金を受け取れる条件をチェック 詳細は **19** ページ

Q&A 詳細は **25** ページ

将来加入シミュレーション 詳細は **29** ページ

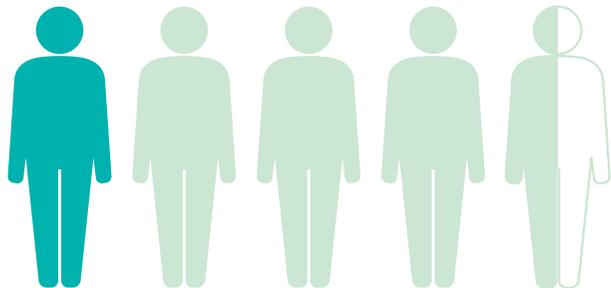
ご契約後のサービス 詳細は **33** ページ

参考資料 詳細は **36** ページ

介護が必要になる割合はどのくらい？

75歳以上では4.5人に1人、90歳以上では1.7人に1人の割合で介護が必要となります。
人生100年時代のいま、介護は決して他人事ではありません。

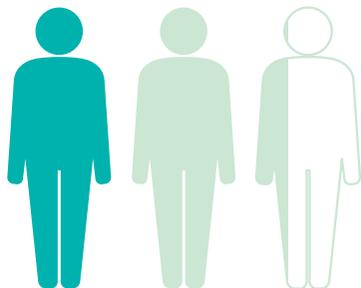
75歳以上の4.5人に1人



80歳以上の3.1人に1人



85歳以上の2.3人に1人



90歳以上の1.7人に1人

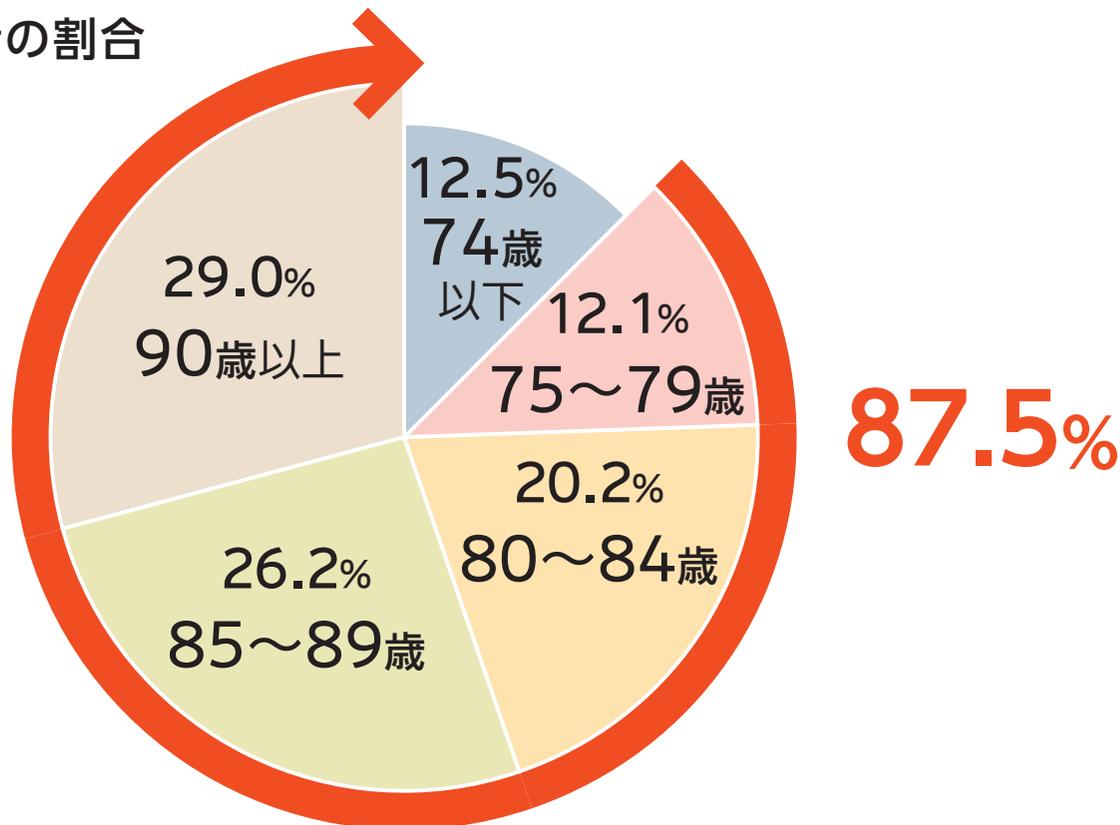


要介護認定されている人の年齢は？

公的介護保険制度で要介護認定を受けた方の**約9割が75歳以上**です。

高齢のご夫婦だけでなく、高齢の子が親を介護するなどのいわゆる「**老老介護**」も心配です。

■ 年齢階級別要介護認定者の割合



何が原因で介護が必要になるの？

認知症が原因で介護が必要になるとイメージする方が多いかもしれませんが、**脳血管疾患**も同じくらいの割合で介護の原因となっています。

さらに、**骨折・転倒**といったケガで介護が必要になるなど、**原因はさまざま**です。

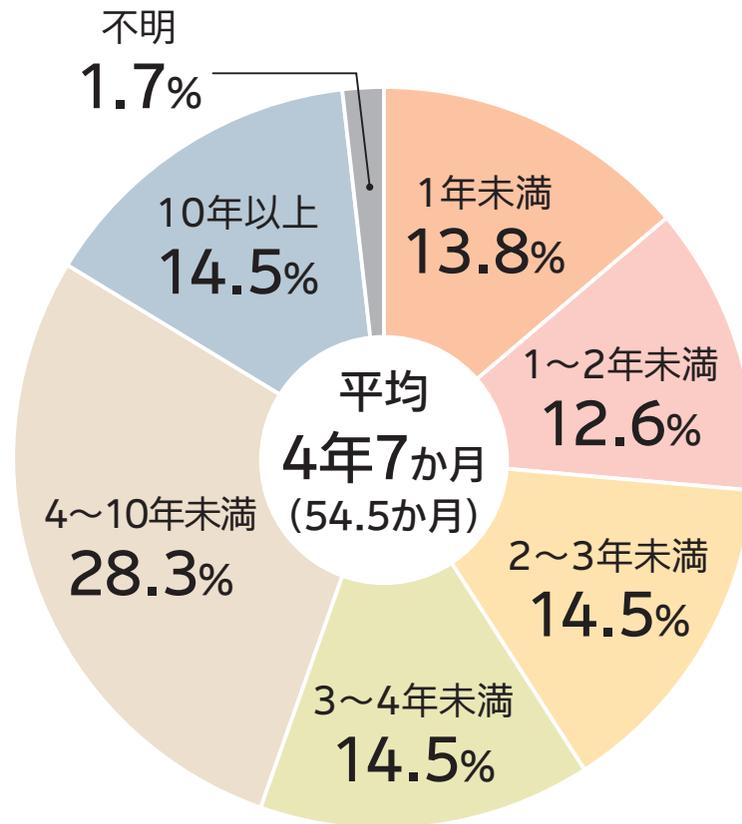
■ 介護が必要となった主な原因

1位	認知症	17.6%
2位	脳血管疾患(脳卒中)	16.1%
3位	高齢による衰弱	12.8%
4位	骨折・転倒	12.5%
5位	関節疾患	10.8%

介護にかかる期間はどのくらい？

平均期間は4年7か月ですが、年齢や要介護度など、個人の状態により介護にかかる**期間はさまざま**で、10年以上と長期にわたることもあります。

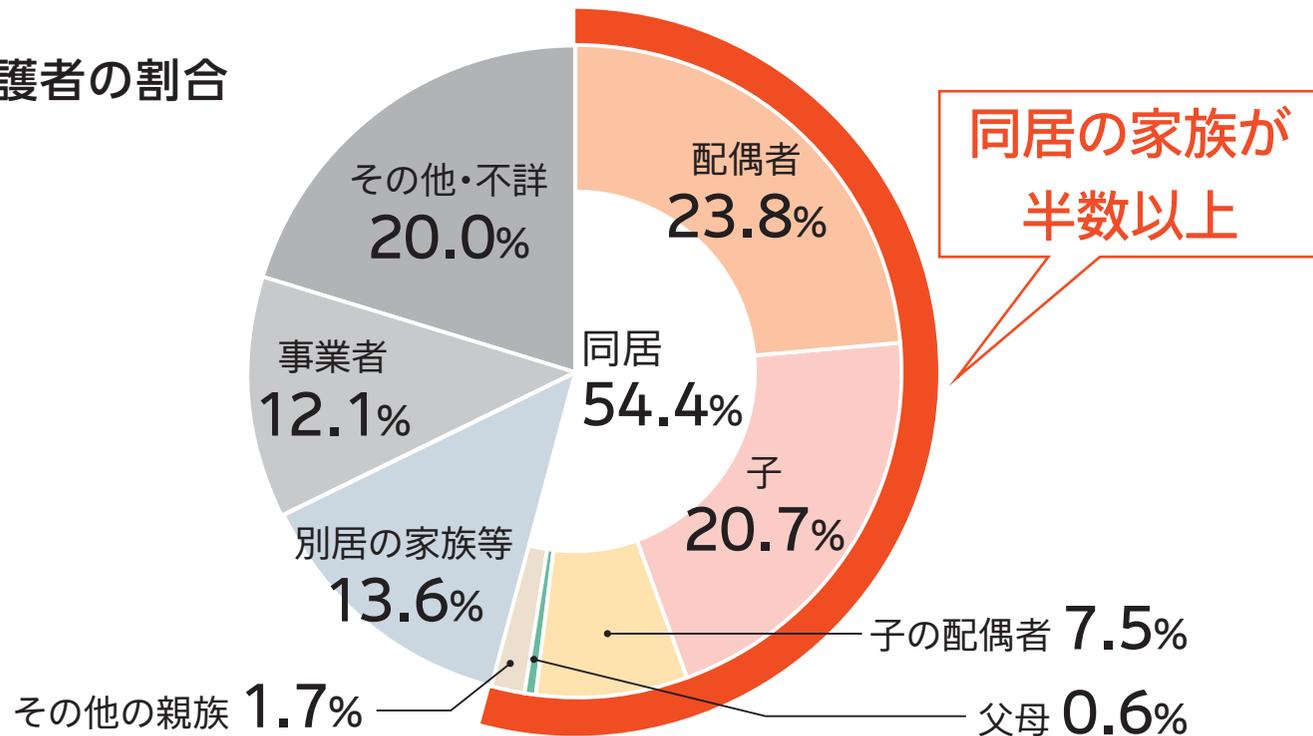
■ 介護にかかる期間



誰に介護してもらおうのでしょうか？

介護をする方の**半数以上を同居の家族**が占めており、
ご本人だけでなく**家族への身体的・精神的負担、経済的な負担**も心配です。

■ 主な介護者の割合



厚生労働省「令和元年 国民生活基礎調査」をもとにアフラック作成

介護にかかる費用(平均額)

ご存じですか？

介護にかかる費用の総額は約**1,500万円**と、とても高額です。

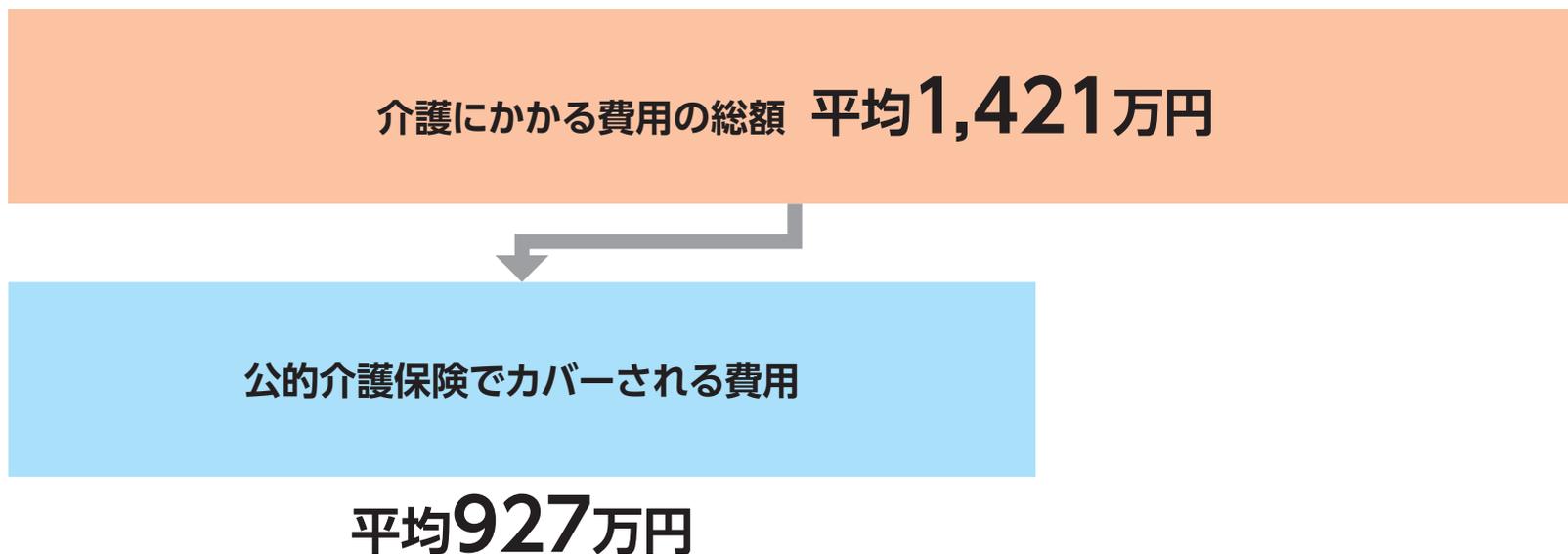
介護にかかる費用の総額

平均**1,421万円**

でも、すべてをご自身で
準備する必要はありません

介護にかかる費用(平均額)

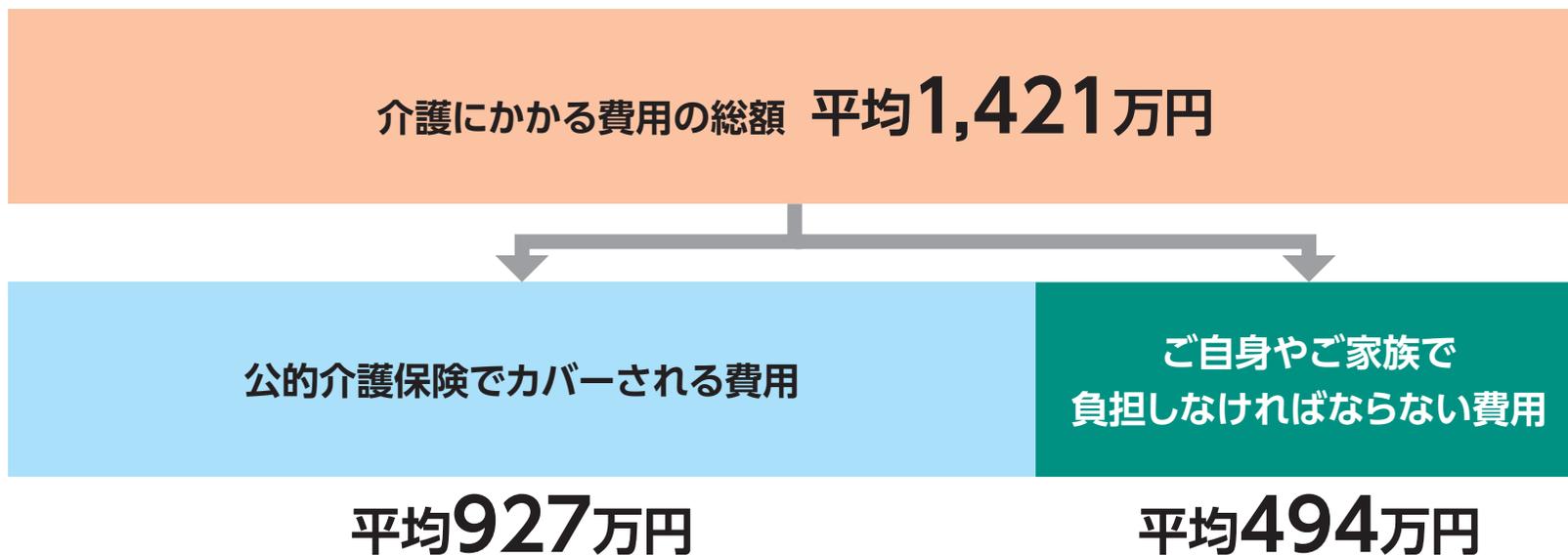
そのうち、約**1,000万円**は公的介護保険でカバーされます。



では、ご自身で負担しなければならない
費用はいくらでしょうか？

介護にかかる費用(平均額)

残りの**約500万円**は、ご自身で負担しなければならない費用で、
場合によってはご家族が負担することもあるかもしれません。



確実に準備しておく必要が
ある費用は？

介護にかかる費用(平均額)

「公的介護保険の自己負担費用」を準備できない場合は、
公的介護サービスの利用自体を諦めることになるかもしれません。



将来、介護が必要となったときに、どの程度資金に余裕があるかわかりません。

ご自身で負担しなければならない費用は、今からご準備いただくと安心です。

このうち、**公的介護保険の自己負担費用は「民間の介護保険」で準備することをおすすめ**します。

老後の収入と支出

■ 家計収支(月額)

高齢夫婦の場合

※夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯

収入:237,659円

内訳 公的年金などの社会保障給付 …216,910円
その他 …… 20,749円

支出:270,929円

内訳 消費支出 …… 239,947円
社会保険料などの非消費支出 … 30,982円

不足分
33,270円

高齢単身の場合

※60歳以上の単身無職世帯

収入:124,710円

内訳 公的年金などの社会保障給付 …115,558円
その他 …… 9,152円

支出:151,800円

内訳 消費支出 …… 139,739円
社会保険料などの非消費支出 … 12,061円

不足分
27,090円

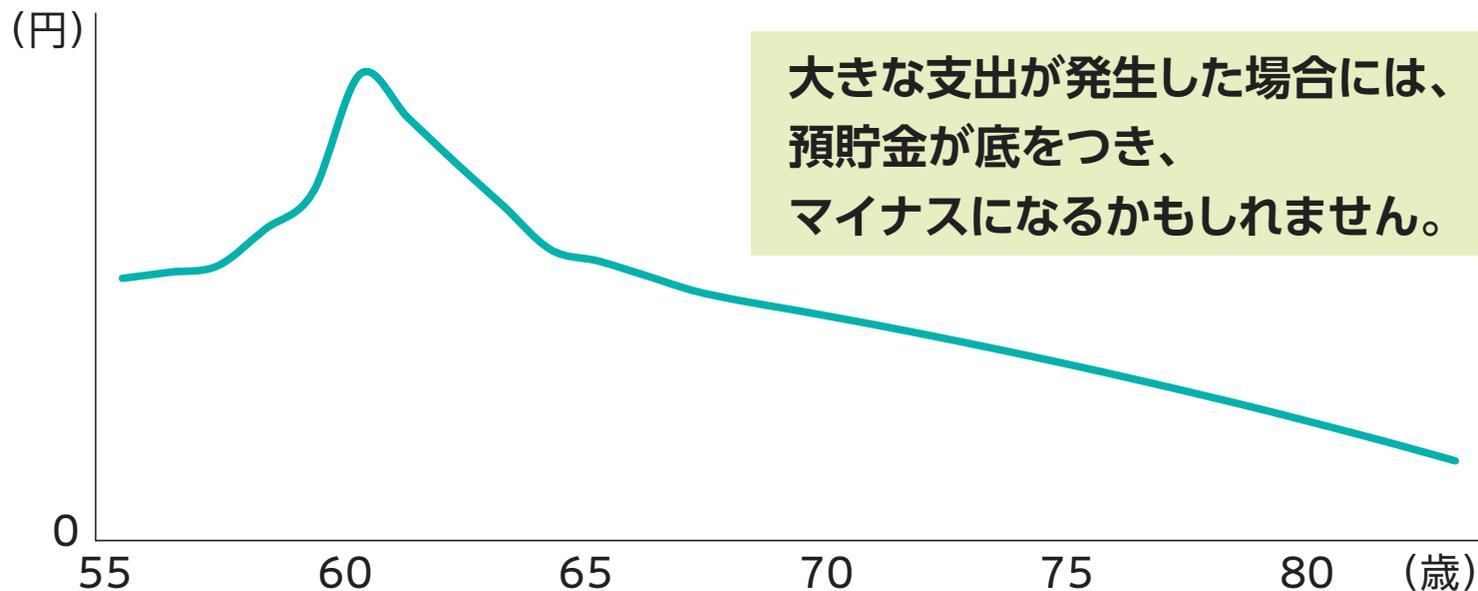
総務省統計局「2019年 家計調査(家計収支編)調査結果」をもとにアフラック作成

ゆとりあるセカンドライフを送るためには、さらに生活費が必要になるかもしれません。
例えば、夫婦2人の場合のゆとりある老後の生活費は36.1万円とされています。

(公財)生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」

老後の収入と支出

■ 50代以降の預貯金残高の推移(イメージ)



生活費の不足などで預貯金を取り崩し、介護が必要になったときが
人生で一番資金が不足しているときかもしれません。

介護サービス利用時の自己負担額と介護期間

公的介護サービス利用時の平均自己負担額は、要介護度が上がるにつれて高くなります。

例えば、在宅介護の場合、要介護5では年額約30万円、要介護1では年額約10万円となっています。

公的介護保険制度にもとづく要介護認定の目安 18ページ [クリック](#)

■ 公的介護サービスを受けるためにかかる費用(平均自己負担額(*) / 受給者1人あたり)

要介護度	在宅介護の場合	施設介護の場合
要介護5	年額 28.5万円 (月額2.4万円)	年額 39.5万円 (月額3.3万円)
要介護4	年額 22.9万円 (月額1.9万円)	年額 36.8万円 (月額3.1万円)
要介護3	年額 18.7万円 (月額1.6万円)	年額 34.4万円 (月額2.9万円)
要介護2	年額 12.3万円 (月額1.0万円)	年額 33.6万円 (月額2.8万円)
要介護1	年額 8.8万円 (月額0.7万円)	年額 31.6万円 (月額2.6万円)

(*)自己負担割合1割の金額を記載しています。65歳以上の場合、所得に応じて負担割合(1~3割)が決まります。

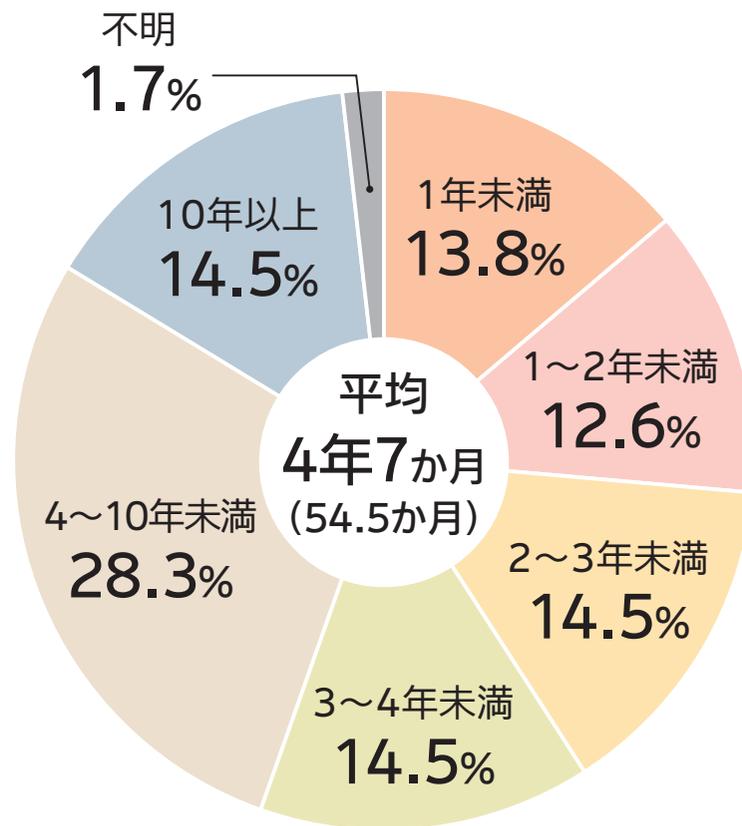
厚生労働省「介護給付費等実態統計 令和2年度10月審査分」をもとにアフラック作成(月額費用は年額費用を12か月で割って四捨五入)。

在宅介護については「居宅サービス」「地域密着型サービス」のうち、支給限度額の対象となるもののみ算定)施設介護の費用に居住費、食費、日常生活費などは含まれません。

介護サービス利用時の自己負担額と介護期間

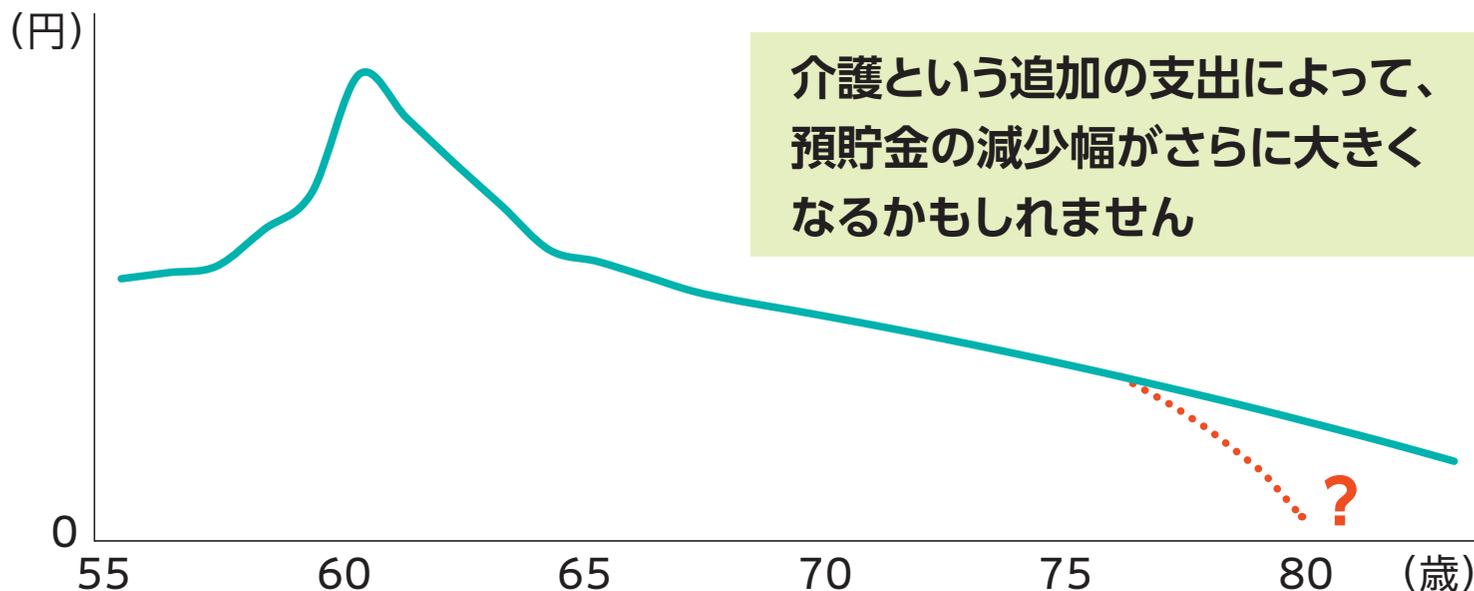
また、介護の期間もさまざまで、長期にわたることもあります。

■ 介護にかかる期間



介護サービス利用時の自己負担額と介護期間

■ 50代以降の預貯金残高の推移 (イメージ)



大切な老後生活資金を取り崩さないためにも、

介護の実態に合わせて保障する

「アフラックのしっかり頼れる介護保険」にお任せください!!

保障内容

今から始めませんか？ご自身のため、ご家族のために。

特長 **1** **要介護1**以上に認定された場合に一時金をお支払いします

特長 **2** **要介護3**以上に認定されている場合に介護年金をお支払いします

特長 **3** **要介護1**以上に認定された場合、以後の保険料のお払込みは不要です

	給付金名	支払事由	支払限度	被保険者の状態	Aプラン	Bプラン	保険期間 終身
重度の 介護を必要とする 状態に備える	介護年金	つぎの①②のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづき、要介護3以上の状態に該当していると認定されているとき ②満65歳未満で、当社所定の要介護状態に該当しているとき	1年に1回 通算 10回まで	要介護5	30万円	30万円	
				要介護4	25万円	20万円	
				要介護3 または当社所定の 要介護状態	20万円	10万円	
軽度の 介護を必要とする 状態に備える	要介護2 一時金	つぎの①②のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづき、右記の要介護度以上の状態に該当していると認定されたとき ②満65歳未満で、当社所定の要介護状態に該当したとき	1回限り	要介護2 または当社所定の 要介護状態	10万円	10万円	
	要介護1 一時金			要介護1 または当社所定の 要介護状態	10万円	10万円	
免除事由に該当したとき 以後の保険料のお払込みは不要です					保障は継続します		

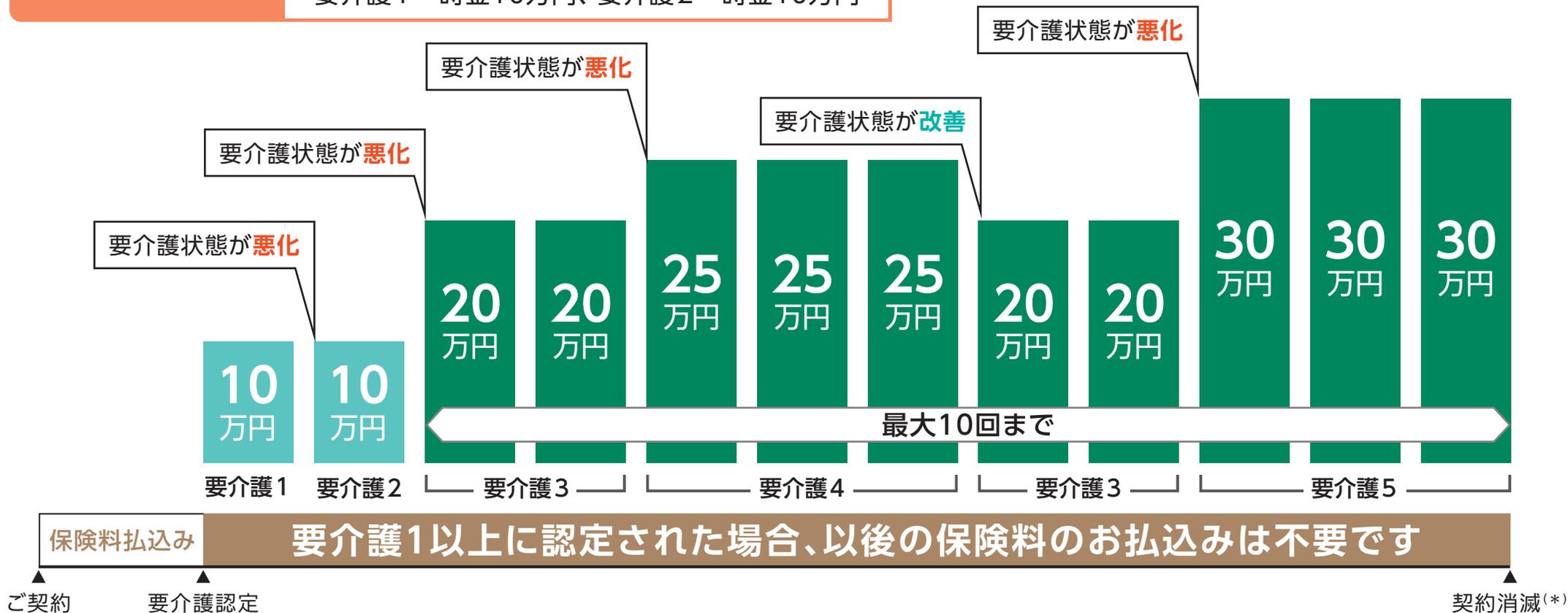
お客様のご希望により、給付金額を大きくすることができます。

[目次に戻る](#) [クリック](#)

「アフラックのしっかり頼れる介護保険」のしくみ

Aプランの場合

基準介護年金額30万円
要介護1一時金10万円、要介護2一時金10万円



(*)介護年金を通算10回お支払いしたため

公的介護保険制度にもとづく要介護認定の目安

公的介護保険制度にもとづく要介護度は、介護を必要とする度合に応じて段階が定められています。認定は要支援1・2と要介護1～5の7段階に分かれています。

公的介護サービスを受けるためにかかる費用（平均自己負担額） 13ページ [クリック](#)



軽度

要介護度

重度

要介護1

食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、ときどき介助が必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。問題行動や理解の低下がみられることがある。

要介護2

食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱は何とかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。

要介護3

食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。

要介護4

食事にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。

要介護5

食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

給付金を受け取れる条件をチェック

販売名称:アフラックのしっかり頼れる介護保険
正式名称:介護保険〔無解約払戻金2021〕

給付金名称	支払事由	支払限度
介護年金	<p>①第1回</p> <p>つぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当したとき</p> <p>(ア)公的介護保険制度にもとづく要介護3以上の状態に該当していると認定されたとき</p> <p>(イ)被保険者の年齢が満65歳未満の場合で、つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>(a) 日常生活動作における要介護状態 が180日以上継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>(b) 認知症による要介護状態 が90日以上継続したと医師によって診断されたとき</p>	1年に1回 通算 10回まで
	<p>②第2回以後</p> <p>第2回以後の介護年金支払基準日(*)において、つぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当したとき</p> <p>(ア)公的介護保険制度にもとづく要介護3以上の状態に該当していると認定されているとき</p> <p>(イ)被保険者の年齢が満65歳未満の場合で、つぎのいずれかに該当しているとき</p> <p>(a)その日を含めて180日以上前から継続して 日常生活動作における要介護状態 に該当していると医師によって診断されているとき</p> <p>(b)その日を含めて90日以上前から継続して 認知症による要介護状態 に該当していると医師によって診断されているとき</p>	

(*)第1回の介護年金については支払事由に該当した日、第2回以後の介護年金については第1回の介護年金支払基準日の後の年単位の応当日のことをいいます。

給付金を受け取れる条件をチェック

販売名称:アフラックのしっかり頼れる介護保険
正式名称:介護保険〔無解約払戻金2021〕

給付金名称	支払事由	支払限度
要介護2 一時金	つぎの①または②のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ②被保険者の年齢が満65歳未満の場合で、つぎのいずれかに該当したとき (ア) 日常生活動作における要介護状態 が180日以上継続したと医師によって診断されたとき (イ) 認知症による要介護状態 が90日以上継続したと医師によって診断されたとき	1回限り
要介護1 一時金	つぎの①または②のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき ②被保険者の年齢が満65歳未満の場合で、つぎのいずれかに該当したとき (ア) 日常生活動作における要介護状態 が180日以上継続したと医師によって診断されたとき (イ) 認知症による要介護状態 が90日以上継続したと医師によって診断されたとき	1回限り

給付金を受け取れる条件をチェック

販売名称:アフラックのしっかり頼れる介護保険
正式名称:介護保険〔無解約払戻金2021〕

給付金名称	免除事由
保険料 払込免除	<p>つぎの①②③のいずれかに該当したとき</p> <ul style="list-style-type: none">①要介護1一時金の支払事由に該当したとき②当社所定の高度障害状態になったとき③不慮の事故によるケガによって、その事故の日からその日を含めて180日以内に当社所定の身体障害状態になったとき

日常生活動作における要介護状態

「日常生活動作における要介護状態」とは、つぎの(1)および(2)のすべてに該当し、かつ他人の介護を要する状態をいいます。

(1) **1** および **2** のうちいずれか1項目以上について、「全介助を要する状態」であること

(2) **3** から **6** のうちいずれか2項目以上について、「一部介助を要する状態」または「全介助を要する状態」であること

項目

1 寝返り

身体にふとんなどをかけない状態で、横たわったまま左右のどちらかに向きを変えること



一部介助を要する状態

ベッドの柵、ひも、バー、サイドレールなど何かにつかまらなければできない状態

全介助を要する状態

ベッドの柵、ひも、バー、サイドレールなど何かにつかまっても介助なしではできない状態

2 歩行

立った状態から歩幅や速度は問わず5m以上歩くこと



義手、義足、歩行器などの補助用具、装具を用いたり、壁で手を支えたりしなければできない状態

義手、義足、歩行器などの補助用具、装具を用いても介助なしではできない状態

日常生活動作における要介護状態

「日常生活動作における要介護状態」とは、つぎの(1)および(2)のすべてに該当し、かつ他人の介護を要する状態をいいます。

(1) **1** および **2** のうちいずれか1項目以上について、「全介助を要する状態」であること

(2) **3** から **6** のうちいずれか2項目以上について、「一部介助を要する状態」または「全介助を要する状態」であること

3 衣服の着脱

- (1) ボタンのかけはずし
- (2) 上衣の着脱
- (3) ズボン・パンツなどの着脱
- (4) 靴下の着脱



4 入浴

一般家庭用浴槽の出入り(浴槽の縁をまたぐこと)



5 食物の摂取

通常の食事を摂ること(食物を口に運ぶ行為を指し、調理、配膳、片付けは含まない)



6 排泄

排泄および排泄後の後始末



項目

一部介助を要する状態

上記(1)から(4)のいずれかについて、一部は自分で行っているが、部分的に介助を要する状態

介護者が支える、手を貸すなどの部分的な介助がなければ一人ではできない状態

食事の際に、小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとるなど、食べやすくするために何らかの介助が必要な状態

排泄後の拭き取りができないか、できても不十分なために介護者が拭き取るなどの直接的な介助を要する状態

全介助を要する状態

上記(1)から(4)のいずれかについて、自分ではまったくできず、すべての介助を要する状態

介護者が抱えなければできない状態、介護者がリフトなどの機器を用いなければできない状態

介助なしに自分ではまったく食事をしない、またはできない状態

排泄後の拭き取り始末を含め、排泄に関してすべての介助を要する状態

認知症による要介護状態

「認知症による要介護状態」とは、器質性認知症と診断され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態をいいます。

「器質性認知症」とはつぎの(1)(2)の両方に該当する所定の認知症をいいます。

- (1) 脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷を有すること
- (2) 正常に成熟した脳が(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

「見当識障害」とは、つぎの(1)(2)(3)のいずれかに該当することをいいます。

- (1) 常時、時間の見当識障害があること
 - ・季節または朝、真昼、夜のいずれかの認識ができないこと
- (2) 場所の見当識障害があること
 - ・今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができないこと
- (3) 人物の見当識障害があること
 - ・日頃接している家族または日頃接している周囲の人の認識ができないこと

Q1

初めて受けた要介護認定が要介護2以上の場合、給付金はどのように支払われますか？

A1

要介護2に認定された場合：

「要介護1一時金」と「要介護2一時金」をお支払いします。

要介護3以上に認定された場合：

「介護年金」に加え、「要介護1一時金」と「要介護2一時金」をお支払いします。

Q2

要介護状態が改善された場合、
「介護年金」の支払いはどうなりますか？

A2

新たに認定された要介護度に応じて、
介護年金額の変更、または「介護年金」のお支払いを中断します。

■ お受取りイメージ (Aプランの場合)



Q3

一度、要介護認定を受け、その後要介護状態ではなくなった場合、保険料の払込みを再開しなければならないのでしょうか？

A3

いいえ、保険料のお払込み(再開)は不要です。
一度、保険料払込みの免除事由に該当した後は、その後の状態にかかわらず保険料のお払込みは不要です。

Q4

アフラック所定の要介護状態に該当したとき、給付金の支払いはどうなりますか？

A4

満65歳未満で当社所定の要介護状態に該当したときは、「要介護1一時金」と「要介護2一時金」、および要介護3と認定されたときと同額の「介護年金」をお支払いします。

Q5

満65歳以上でアフラック所定の要介護状態に該当した場合、給付金は支払われますか？

A5

いいえ、満65歳以上の給付金のお支払いには、公的介護保険制度にもとづく要介護認定が必要となります。(*)

■ 支払事由と支払事由に該当した年齢の関係

支払事由	支払事由に該当した時点の年齢		
	満65歳以上 (第1号被保険者)	満40歳～満64歳 (第2号被保険者)	満39歳以下 (公的介護保険対象外)
公的介護保険制度の 要介護認定	●	● (特定の疾病を原因とした場合)	×
当社所定の 要介護状態	× ^(*)	●	●

(*) 満65歳未満で当社所定の要介護状態に該当し、満65歳以上となった後もその状態が継続しているときには、「介護年金」をお支払いします。

将来加入シミュレーション(45歳)

記載の保険料は個別料率です。
保障内容や保険料の詳細は「ご提案書(保険設計書)」をご確認ください。

ポイント① 加入時の年齢が上がると、月々の保険料も上がります。加入後の保険料は一生変わりません。

ポイント② 加入時の年齢や経過年数によっては、累計払込保険料が多くなることもあります。

加入年齢	月払保険料 (Aプラン)	累計払込保険料		
		要介護1以上に認定される年齢(=保険料のお払込みが免除となる年齢)		
		75歳	80歳	85歳
45歳	2,070円	745,200円	869,400円	993,600円
50歳	2,480円	744,000円	892,800円	1,041,600円
55歳	3,090円 ①	741,600円	927,000円 ②	1,112,400円 ②
60歳	3,940円	709,200円	945,600円	1,182,000円

いざ加入しようと思ったときに、健康状態によっては加入できない可能性があります。

現在の年齢でのご加入をご検討ください。

将来加入シミュレーション(45歳)

記載の保険料は個別料率です。
保障内容や保険料の詳細は「ご提案書(保険設計書)」をご確認ください。

ポイント① 加入時の年齢が上がると、月々の保険料も上がります。加入後の保険料は一生変わりません。

ポイント② 加入時の年齢や経過年数によっては、累計払込保険料が多くなることもあります。

加入年齢	月払保険料 (Aプラン)	累計払込保険料			
		要介護1以上に認定される年齢(=保険料のお払込みが免除となる年齢)			
		75歳	80歳	85歳	
女性	45歳	2,880円	1,036,800円	1,209,600円	1,382,400円
	50歳	3,510円	1,053,000円	1,263,600円	1,474,200円
	55歳	4,400円	1,056,000円	1,320,000円	1,584,000円
	60歳	5,690円	1,024,200円	1,365,600円	1,707,000円

いざ加入しようと思ったときに、健康状態によっては加入できない可能性があります。

現在の年齢でのご加入をご検討ください。

将来加入シミュレーション(60歳)

記載の保険料は個別料率です。
保障内容や保険料の詳細は「ご提案書(保険設計書)」をご確認ください。

ポイント① 加入時の年齢が上がると、月々の保険料も上がります。加入後の保険料は一生変わりません。

ポイント② 加入時の年齢や経過年数によっては、累計払込保険料が多くなることもあります。

加入年齢	月払保険料 (Aプラン)	累計払込保険料		
		要介護1以上に認定される年齢(=保険料のお払込みが免除となる年齢)		
		75歳	80歳	85歳
60歳	3,940円	709,200円	945,600円	1,182,000円
65歳	5,240円	628,800円	943,200円	1,257,600円
70歳	7,330円	439,800円	879,600円	1,319,400円
75歳	10,850円	—	651,000円	1,302,000円

いざ加入しようと思ったときに、健康状態によっては加入できない可能性があります。

現在の年齢でのご加入をご検討ください。

将来加入シミュレーション(60歳)

記載の保険料は個別料率です。
保障内容や保険料の詳細は「ご提案書(保険設計書)」をご確認ください。

ポイント① 加入時の年齢が上がると、月々の保険料も上がります。加入後の保険料は一生変わりません。

ポイント② 加入時の年齢や経過年数によっては、累計払込保険料が多くなることもあります。

加入年齢	月払保険料 (Aプラン)	累計払込保険料		
		要介護1以上に認定される年齢(=保険料のお払込みが免除となる年齢)		
		75歳	80歳	85歳
女性 60歳	5,690円	1,024,200円	1,365,600円	1,707,000円
65歳	7,800円	936,000円	1,404,000円	1,872,000円
70歳	11,180円	670,800円	1,341,600円	2,012,400円
75歳	17,290円	—	1,037,400円	2,074,800円

いざ加入しようと思ったときに、健康状態によっては加入できない可能性があります。

現在の年齢でのご加入をご検討ください。

ご契約後のサービス

アフラックのしっかり頼れる介護保険の ご契約者様向けサービス

介護全般に関する相談、財産管理や相続に関するサービス提供会社の紹介など幅広くサポートします。
ご契約者様とそのご家族が利用いただけます。



介護全般に
ついて
相談したい

介護電話相談サービス

相談料・通話料 **無料**(*1)

提供会社：(株)ウェルネス医療情報センター

介護相談

仕事と介護両立支援

訪問/通所介護紹介(*2)

施設紹介(*2)

(*1) 携帯電話の場合は通話料がかかります。

(*2) 紹介のみで優待・割引はありません。

- 「アフラックのしっかり頼れる介護保険」のご契約者様向けサービスは、(株)ウェルネス医療情報センター、(株)ファミトラ、(株)エスクロー・エージェント・ジャパン信託が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
- 「アフラックのしっかり頼れる介護保険」のご契約が有効である場合にご利用いただけます。ご契約が終了している場合、または失効している場合はご利用いただけません。
- 「アフラックのしっかり頼れる介護保険」のご契約者様向けサービスは2021年9月21日現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- サービスの内容や、その他ご利用にあたっての諸条件などにつきましては、アフラックオフィシャルホームページ https://www.aflac.co.jp/keiyaku/r_kaigoservice.html をご確認ください。

ご契約後のサービス

アフラックのしっかり頼れる介護保険の ご契約者様向けサービス

介護全般に関する相談、財産管理や相続に関するサービス提供会社の紹介など幅広くサポートします。
ご契約者様とそのご家族が利用いただけます。



自分や親の 財産を管理したい

家族信託組成 サービス^(※1)

サービス提供会社をご紹介
割引価格で利用可能^(※2)
提供会社：(株)ファミトラ

- (※1) ご利用にあたっては、ご契約者様がご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」にアクセスいただく必要があります。法人契約の場合は本サービスをご利用になれません。
(※2) ご利用にあたっては、ご利用者様自身が各サービス提供会社と契約する必要があります(費用はご利用者様の自己負担となります)。

- 「アフラックのしっかり頼れる介護保険」のご契約者様向けサービスは、(株)ウェルネス医療情報センター、(株)ファミトラ、(株)エスクロー・エージェント・ジャパン信託が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
- 「アフラックのしっかり頼れる介護保険」のご契約が有効である場合にご利用いただけます。ご契約が終了している場合、または失効している場合はご利用いただけません。
- 「アフラックのしっかり頼れる介護保険」のご契約者様向けサービスは2021年9月21日現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- サービスの内容や、その他ご利用にあたっての諸条件などにつきましては、アフラックオフィシャルホームページ https://www.aflac.co.jp/keiyaku/r_kaigoservice.html をご確認ください。

ご契約後のサービス

アフラックのしっかり頼れる介護保険の ご契約者様向けサービス

介護全般に関する相談、財産管理や相続に関するサービス提供会社の紹介など幅広くサポートします。
ご契約者様とそのご家族が利用いただけます。



相続について 相談したい

相続手続 代行サービス

サービス提供会社をご紹介(*1)

割引価格で利用可能(*2)

提供会社：(株)エスクロー・エーエージェント・ジャパン信託

(*1) ご利用にあたっては提供会社へ電話でお申込みください。相談料は無料ですが、通話料はご利用者様の自己負担となります。

(*2) ご利用にあたっては、ご利用者様自身が各サービス提供会社と契約する必要があります(費用はご利用者様の自己負担となります)。

- 「アフラックのしっかり頼れる介護保険」のご契約者様向けサービスは、(株)ウェルネス医療情報センター、(株)ファミトラ、(株)エスクロー・エーエージェント・ジャパン信託が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
- 「アフラックのしっかり頼れる介護保険」のご契約が有効である場合にご利用いただけます。ご契約が終了している場合、または失効している場合はご利用いただけません。相続手続代行サービスについては被保険者様死亡によりご契約が終了した後も、被保険者様の相続に関してご契約者様とそのご家族がサービスをご利用いただけます。
- 「アフラックのしっかり頼れる介護保険」のご契約者様向けサービスは2021年9月21日現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- サービスの内容や、その他ご利用にあたっての諸条件などにつきましては、アフラックオフィシャルホームページ https://www.aflac.co.jp/keiyaku/r_kaigoservice.html をご確認ください。

介護する人が“配偶者”の場合

介護する人と介護される人、つまりご家族全員が「より良い時間を過ごせること」が大切です。
そのためにいまできることから準備しておくことが、相手への思いやりではないでしょうか。

- 夜にトイレへ行くたびに介護が必要なために起こされてしまう、目を離すことができないため休む暇がない等、介護における身体的な負担は大きいものです。

身体的
負担



- 初めての介護であれば、何が分からないのかすら分からず、気持ちに余裕のない状態になるかもしれません。そのような中、介護に関する様々な判断を行わなければならない状況は、配偶者に大きな精神的負担をかけるかもしれません。

精神的
負担



- 配偶者が介護をする場合には「老老介護」となることも多く、ベッドからの移動等の介助で腰を痛めてしまい、自身の日常生活もままならなくなってしまうこともあります。

自身の
生活への影響



- お二人で準備してきた老後の生活資金を、介護のために取り崩さなければならないかもしれません。また、もしも老後の生活資金が乏しければ、公的介護サービスを受けること自体を諦めるということになってしまうかもしれません。

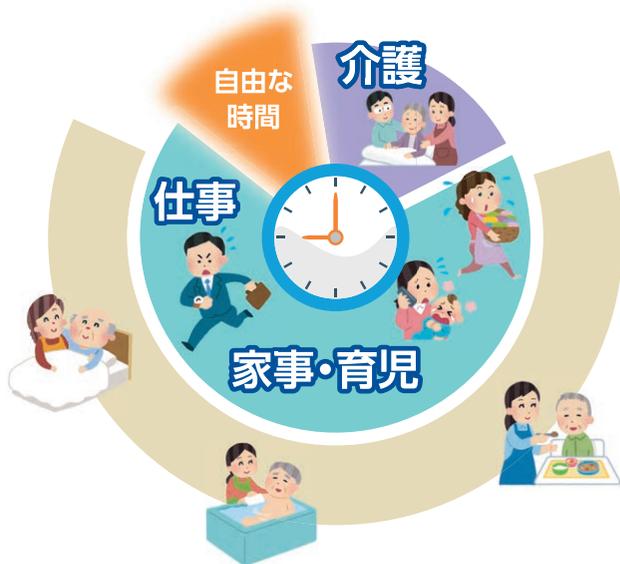
経済的
負担



介護する人が“お子さま”の場合

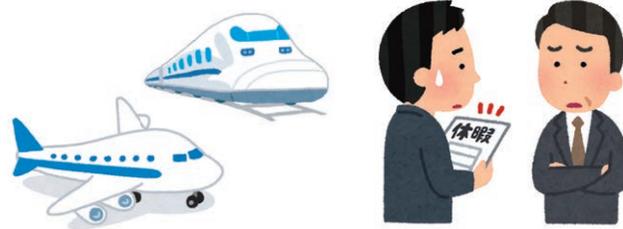
介護は誰にでも起こりうる出来事であるからこそ、ご自身がどのような介護を受けたいかということに加えて、介護する人のことを思い、どのように準備するのかをいまから考えておくことが大切です。

- お子さまや、お子さまの配偶者が介護することになれば、家事・育児や仕事との両立が求められます。



- お子さまが介護に時間を割けない部分はデイサービス等、公的介護サービスを受けて補うことも考えられます。

- 遠方に住んでいる場合、お子さまには交通費等往復の移動にかかる負担が発生します。仕事との両立が難しいということになれば、介護を理由に会社を辞めなければならないかもしれません。



- お子さまに金銭的支援をお願いすることになる可能性もあります。場合によっては、お孫さまの将来にも影響してしまう可能性もあるかもしれません。



身近に頼れる人がいない場合

老後の生活資金が乏しければ、**公的介護サービスを受けること自体を諦める**ことになってしまうかもしれません。
介護を受けることになっても自分らしくいるための準備をいまから始めることが大切です。

- 『**施設**』を希望する場合には、**より多くの費用が必要**となります。

施設サービス利用時に自身で負担しなければならない費用
(継続的な費用)

施設サービス費用の 自己負担額



居住費等



食費



日常生活費

- ・身の回り品の費用
- ・教養娯楽費 等



*施設によっては入居する際に一時金が必要となる場合もあります。

- 「慣れ親しんだ自宅で過ごしたい」「ペットと一緒に暮らしたい」と『**在宅**』を希望する人もいます。
- デイサービス等、**複数の公的介護サービスを受けて補う**場合、**費用負担が大きくなる**可能性があります。



- 甥や姪等、**親戚に介護の支援をお願いする**こともあるかもしれません。



介護にかかる自己負担

介護にかかる費用は公的介護保険の適用になるものと、ならないものがあります。

所得に応じて 1割～3割 負担	公的介護保険の適用となるサービス				
	居宅サービス 訪問入浴介護 専用の浴槽を持ち込んだ入浴サービス 訪問看護 床ずれの手当・持病による点滴/注射・リハビリ等医療行為を行う場合 	地域密着型サービス 小規模多機能型居宅介護 通いを中心に利用者の選択によって訪問や宿泊のサービスを組み合わせ、多様なサービスを受ける 	施設サービス 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 施設サービス費 		
実費	公的介護保険の適用外となる費用				
	施設関連費 ●入居一時金 0万円～1億円 ●居住費 ●食費 ●日常生活費	介護ベッド  例) 購入費8～30万円 *一部、公的介護保険が適用される場合があります。	紙おむつ代  例) 1日4～5回の交換で 月6,000～9,000円	交通費  例) 離れて暮らす子どもが 介護のため帰省する交通費	 例) 日常の通院・買い物 等で利用するタクシー

*居宅・地域密着型サービスの限度額超過分は全額自己負担となります。

*高額介護サービス費の給付を受けられる場合があります。

施設入居一時金：日経ムック「これだけは知っておきたい 老後の備え」今井紀子監修記事よりアフラック作成

介護ベッド購入費：『【図解】福祉用具・介護用品は購入とレンタル、どちらがお得？費用を比較』（みんなの介護）よりアフラック作成

紙おむつ代：『在宅介護で1か月にかかっているおむつの費用は「1万5,000円以下」が4割！公的助成制度について知っておこう』（みんなの介護）よりアフラック作成

主な公的介護保険のサービス(詳細)

公的介護保険のサービスには、主に「居宅サービス」「地域密着型サービス」「施設サービス」があります。

居宅サービス

●訪問介護(ホームヘルパー)

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、食事や掃除、買い物等の身体介護や生活援助をします。

●訪問入浴介護

移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護をします。

●訪問リハビリテーション

医師の指示により、専門職が居宅を訪問し、リハビリテーションをします。

●訪問看護

医師の指示により看護師が疾病等を抱えている人の居宅を訪問し、看護をします。

●居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師等が通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

●通所介護(デイサービス)

日帰りで、食事、入浴の提供や、レクリエーションを行います。

●通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関等で日帰りでリハビリテーションを行います。

●短期入所生活介護(ショートステイ)/ 短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人福祉施設等に短期間宿泊し介護やリハビリテーションを受けます。



地域密着型サービス

●小規模多機能型居宅介護

通いを中心に利用者の選択によって訪問や宿泊のサービスを組み合わせ、多様なサービスを受けられます。

●認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症高齢者が共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けます。

施設サービス

●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常に介護が必要で、自宅での介護が困難な方が入所して日常生活の介助等を受けます。

*原則、要介護3以上の方が利用できます。

●介護老人保健施設

症状が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護を受けます。

●介護療養型医療施設

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療や看護、介護、リハビリテーション等を受けます。

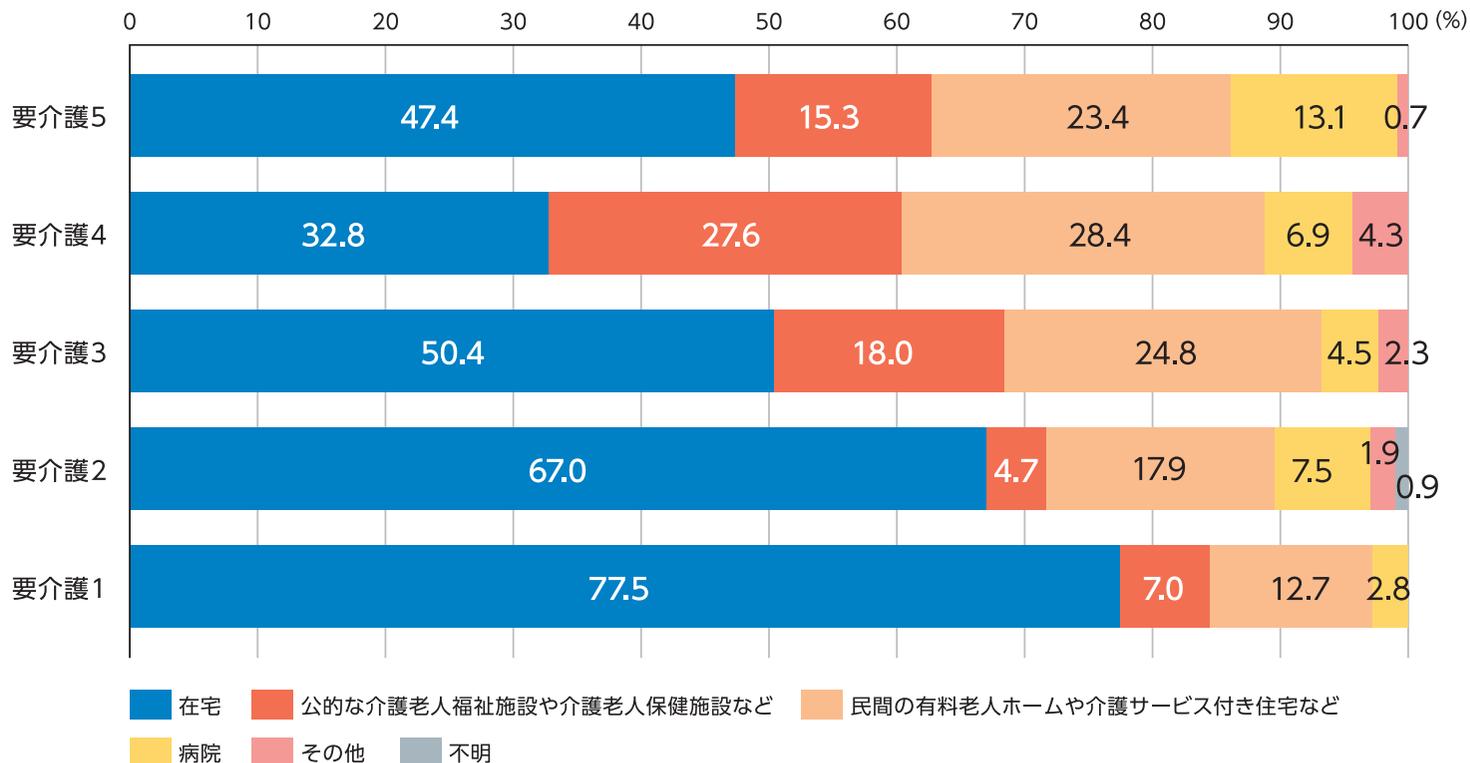
●介護医療院

長期の療養を必要とする人のための施設で医療と介護を提供します。



在宅と施設の割合

軽度の介護状態(要介護度1-2)においては、「在宅」での介護となる割合が高く、
重度の介護状態(要介護度3-5)においても、約33%～約50%は「在宅」での介護となっています。



公益財団法人生命保険文化センター 平成30年度「生命保険に関する全国実態調査」をもとにアフラック作成

ご契約者様専用サイト



アフラック よりそうネット

便利なWebサイトのご案内

『アフラック よりそうネット』は、ご契約後にご利用いただけるサービスです。
※法人契約の場合はご利用いただけません。

契約内容の確認や各種手続きなど、パソコンはもちろんスマートフォンからもアクセスでき、
いつでもどこでも便利にご利用いただけます。

契約内容のご確認



保険証券が、お手元になくても、**保障の内容や給付金額**など、スマートフォンやパソコンで簡単にご確認いただくことができ、もしもの場合でも安心です。

各種お手続き



住所変更



改姓



受取人変更



控除証明
再発行



振替口座
変更



クレジットカード
払いへの変更

オンラインならいつでもどこでもご利用いただけます。用紙の記入や郵送の手間が掛からないので、**スピーディ**で便利です。

ご契約者様専用サイト

「アフラック よりそうネット」

のご登録は

こちらをクリック



アフラック よりそうネット [クリック](#)

スマートフォンの方はこちらから



左記の他にも、「**オンライン医療相談サービス**」など各種サービスがご利用いただけます。詳しくは「アフラック よりそうネット」へログインください。

- ・「パンフレット」に記載の保障内容や保険料などは2021年9月21日現在のものです。
- ・保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。
- ・「パンフレット」に記載の「当社」とは引受保険会社のことを指します。
- ・「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。“お支払いできない場合”や“新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し”など、お客様にとって不利益となることも記載していますので、必ずご確認ください。

お問い合わせ、お申込みは

<募集代理店> (アフラックは代理店制度を採用しています)

<引受保険会社>

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

URL <https://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について

コールセンター **0120-5555-95**

月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00

※ 祝日・年末年始を除きます。

当代理店はお客様と引受保険会社の保険契約締結の媒介を行うもので、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。